

富士市成年後見制度利用促進計画（案）の
パブリック・コメントに対する意見及び回答

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

1	今後ますます需要が拡大する成年後見人制度であり、そのすそ野を広げるのはとても重要であり、行政の取り組みに期待しております。 私もこれまで成年後見人の方々との接点の中で、建前上は生前での制度であるが、現実的には被後見人が逝去後についても後見人が対応するケースが多々見受けられる。しかしながら、後見人としてはどこまで介するべきか、また対応方法や知識が無く不安要素となることもある。 権利擁護ネットワーク（協議会）に、逝去後の対応に知識を有するもの（葬儀や埋葬に対して知識を有する終活カウンセラーなど）との連携も必要と考えます。 それは被後見人はもちろん、後見人に対する負担軽減にも繋がります。
市の考え	成年後見人の死亡後の事務につきましては、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成28年法律第27号。以下「改正法」といいます。）が平成28年10月13日に施行されたことに伴い、法務省から改正法に関するQ&Aが出されました。 Q&Aでは、成年後見人による「死後事務関係」につきまして、「①個々の相続財産の保存に必要な行為、②弁済期が到来した債務の弁済、③その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為」などについて、必要に応じて行うことができると示されております。このため、現在、市成年後見支援センターでは、「死後事務関係」につきまして、成年後見人からの相談に応じ、具体的対応例を示すなどの助言を行っているところであります。 新たに設置する権利擁護ネットワーク（協議会）につきましては、成年後見制度利用促進のための市として方向性を協議する場であるとともに、家庭裁判所書記官をオブザーバーとして招聘し、逝去後の対応も含め大局的な助言をいただく予定であります。 なお、個別の事案につきまして、被後見人等と成年後見人等を支援関係者がチームとして支えていく中で、葬儀や埋葬等を含む支援の必要性が生じたときに、それらの知識がある方とチームとの連携を図ってまいりたいと考えております。
反映結果	3 今後の参考にするもの